

子ども・子育て会議の位置づけ・役割

1. 子ども・子育て会議の位置づけ

平成 24 年 8 月に公布された「子ども・子育て支援法」により基礎自治体に設置が求められる会議体で、区は平成 26 年 10 月に世田谷区子ども・子育て会議条例を施行し設置した。

委員は児童福祉及び幼児教育の分野における学識経験者、保育施設や幼児教育施設等の事業者及び利用者、子ども・子育て支援サービスの事業団体等の子育て当事者で構成する。

2. 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法が定める地方版子ども・子育て会議の役割

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、区が意見を聴取する
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、区が意見を聴取する
- (3) 子ども・子育て支援事業計画を定め、変更する際、区が意見を聴取する
- (4) 子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する

(1)(2) 新たな保育・幼児教育施設・事業の開設等に伴い、区が「確認」を行うにあたって、利用定員の設定に関して、支援事業計画の確保の内容と照らし、計画に沿って進めているかを確認する。

(3) 支援事業計画については、人口や利用状況の実態を踏まえ、必要に応じて中間年を目処に見直しを行うこととしており、その見直しにあたって、子ども・子育て会議において検討・議論を行う。

(4) 世田谷区では、区の子ども・子育てに関する施策を総合的に推進するため、支援事業計画を内包した子ども計画（第 2 期）を策定しており、計画の推進に向けた具体的な展開について必要な検討を行うとともに、計画の進捗状況等の報告を受け、評価・検証を行う。